

令和6年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月25日（水曜日）

議事日程第4号

令和6年9月25日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第129号及び議案第130号 2件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 認定第1号 令和5年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

第5. 認定第2号 令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第6. 認定第3号 令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7. 認定第4号 令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第8. 認定第5号 令和5年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

第9. 認定第6号 令和5年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

第10. 認定第7号 令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第11. 認定第8号 令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

第12. 認定第9号 令和5年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第13. 認定第10号 令和5年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第14. 認定第11号 令和5年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第15. 認定第12号 令和5年度由利本荘市水道事業会計決算認定について

第16. 認定第13号 令和5年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について

第17. 認定第14号 令和5年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について

第18. 議案第111号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第112号 由利本荘市道路線の廃止について

第20. 議案第113号 由利本荘市道路線の認定について

第21. 議案第114号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

第22. 議案第115号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について

第23. 議案第116号 本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者に

関する事務の委託の廃止について

- 第24. 議案第118号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第11号）
第25. 議案第119号 令和6年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第26. 議案第120号 令和6年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）
第27. 議案第121号 令和6年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）
第28. 議案第122号 令和6年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第2号）
第29. 議案第123号 令和6年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第2号）
第30. 議案第124号 令和6年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第2号）
第31. 議案第125号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第12号）
第32. 議案第126号 令和6年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
第33. 議案第127号 令和6年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第3号）
第34. 議案第128号 令和6年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第3号）
第35. 議案第129号 新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負変更契約の締結について
第36. 議案第130号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）
第37. 陳情第9号 豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書提出についての陳情
第38. 継続審査中の陳情第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情
第39. 常任委員会の所管事務調査中間報告
第40. 議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

第1から第40までは議事日程第4号のとおり

第41. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第2号

1件

第42. 委員会発案第2号 教職員定数の改善と義務教育費の国庫負担割合引上げを求める意見書の提出について

出席議員（20人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	4番 佐々木隆一
5番 大友孝徳	6番 松本学	7番 佐藤義之
8番 佐藤健司	9番 小松浩一	10番 泉谷赴馬
11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎	14番 三浦晃
15番 正木修一	16番 吉田朋子	17番 高橋信雄
18番 伊藤順男	19番 高橋和子	20番 渡部聖一
21番 三浦秀雄	22番 長沼久利	

欠席議員（1人）

3番 佐藤 正人

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	湊 貴 信	副 市 長	佐々木 司
副 市 長	三 森 隆	監 査 委 員	鈴 木 祐 悦
教 育 長	秋 山 正 毅	企 業 管 理 者	三 浦 守
総 務 部 長	高 橋 重 保	企 画 振 興 部 長	阿 部 徹
市民生活部長	遠 藤 裕 文	健 康 福 祉 部 長	小 松 等
産業振興部長	齋 藤 喜 紀	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	今 野 和 司
建 設 部 長	原 敬 浩	教 育 次 長	熊 谷 信 幸
消 防 長	佐 藤 英 樹		

議会事務局職員出席者

局 長	鎌 田 直 人	次 長	齋 藤 剛
書 記	村 上 大 輔	書 記	松 山 直 也
書 記	高 野 周 平		

午前10時00分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

3番佐藤正人さんより欠席の届出があります。出席議員は20名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告いたします。

去る9月5日、市役所正庁において、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に8番佐藤健司さん、副委員長に9番小松浩一さんが選出されております。

○議長（長沼久利） 議事に入る前に、4番佐々木隆一さんより発言の申出がありますのでこれを許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一）登壇】

○4番（佐々木隆一） 発言の取り消し許可を求めるものであります。

9月5日の本会議で、特定の企業名や書籍名を挙げての質問の実施は不適切でありましたのでお詫び申し上げ、会議規則第65条の規定により、その部分について発言取り消しの許可をお願いいたします。

以上であります。

○議長（長沼久利） なお、発言の取り消しの内容については、皆様方に配付しておりますので、これを参照願いたいと思います。

この際、お諮りいたします。ただいま、4番佐々木隆一さんより9月5日の一般質問時における発言について、会議規則第65条の規定により、取り消しをしたいとの申出が

ありました。

この取り消し申出を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、4番佐々木隆一さんの発言の取り消し申出を許可することに決定いたしました。
-

- 議長（長沼久利） この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

- 議長（長沼久利） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第129号及び議案第130号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。
湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

- 市長（湊貴信） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告として、9月20日からの大雨による被害と対応についてを報告させていただきます。

秋雨前線の影響により20日未明に、本市を含む地域に線状降水帯が発生するなど大雨に見舞われましたが、市では、同日午前4時に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け災害への警戒や情報収集を行っていたところであります。その後、土砂災害の危険性が高まってきたことから、午前5時15分に岩城地域全域への避難指示の発令に続き、大内地域、北内越地区、小友地区、南内越地区にも順次発令をしたところであります。

翌日の21日には、芋川の松本水位観測所で避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれたことから、午後2時30分、大内地域松本地区に高齢者等避難を、その後、氾濫危険水位を超えたことを踏まえ、午後3時45分に避難指示を発令いたしました。

また、石沢川の鮎瀬水位観測所でも避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれたことから、午後5時15分、石沢地区に高齢者等避難を発令したところであります。

なお、こうした避難情報については、9月21日午後10時10分までには全て解除となっております。

被害状況については、幸いにも人的被害は発生しておりませんが、現時点では住家の床上浸水が4棟、床下浸水が7棟確認されており、被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

そのほか、道路被害などが発生しておりますが、このたびの大雨は、7月の豪雨災害の復旧を行っているさなかでの発生であり、被災箇所等にさらに被害が発生した状況も見受けられることから、今後、早急に現地を確認の上、早期の復旧に全力で取り組んでまいります。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、契約締結案件 1 件に加え、補正予算 1 件の 2 件であります。

初めに、契約締結案件であります。

議案第129号新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負変更契約の締結についてであります。これは、のり面箇所の施工内容の変更などにより工事請負額が増額となることから、村岡・木内・高橋秋和特定建設工事共同企業体と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算であります。

議案第130号令和 6 年度一般会計補正予算（第13号）につきましては、7月24日からの豪雨災害に対応する経費といたしまして、衛生費において被災住宅特定空家化対策事業費補助金を、農林水産業費において農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金等を、また、災害復旧費において公共土木施設災害復旧費を追加いたします。これらの財源は県支出金及び市債を追加するほか、一般財源分を財政調整基金繰入金で手当し、補正額として25億1,210万1,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は705億9,176万6,000円となります。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、本日、追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第129号及び議案第130号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

.....
午前10時10分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第129号及び議案第130号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案付託表のとおり、各委員会に審査を付託します。この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（長沼久利） 日程第3、これより認定第1号から認定第14号までの14件、議案第111号から議案第116号まで及び議案第118号から議案第130号までの19件並びに陳情第9号及び継続審査中の陳情第2号の2件の計35件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。8番佐藤健司さん。

【佐藤健司決算審査特別委員長 登壇】

○決算審査特別委員長（佐藤健司） 決算審査特別委員会の審査の結果について、御報告申し上げます。

今定例会において、当特別委員会に審査付託されました令和5年度決算認定に係る案件は、一般会計1件、特別会計10件、企業会計3件の計14件であります。

当特別委員会は、各常任委員会をそれぞれ分科会として、決算書類、監査委員の審査意見書をはじめ、所管から提出された説明資料などを参考とし、また、関係職員に説明を求めるなど慎重に審査いたしました。

9月19日には、決算審査特別委員会を開催し、各分科会の主査報告を受け、案件の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の過程における概要等を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算認定についてであります。

決算の概要であります。歳入決算額は、前年度比2.2%減の527億3,409万5,000円、これに対し歳出決算額は、2.0%減の514億8,585万5,000円であり、歳入、歳出ともに決算規模が縮小したものであります。

歳入歳出差引額は、12億4,824万円で、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、9億6,470万7,000円の黒字となっております。

また、単年度収支に基金への積立と地方債繰上償還金を加え、基金取崩額を差し引いた実質単年度収支は、4億1,258万5,000円の黒字となっております。

歳入の主な概要につきましては、市税、財産収入及び繰越金などの自主財源が28.9%、地方交付税、国・県支出金及び市債などの依存財源が71.1%の構成比となっております。

自主財源の根幹であります市税は、85億9,277万8,000円で、前年度比2.1%増となり、歳入全体に占める割合は16.4%であります。

なお、収納率は現年度分、滞納繰越分を合わせて97.6%となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は、187億183万2,000円で、前年度より4,333万6,000円の増となっており、歳入全体では35.5%を占めております。

次に歳出ですが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載

のとおりであり、また、9月19日の主査報告において報告されたとおりであります。

なお、一般会計における年度末の市債現在高は、638億5,388万5,000円であり、前年度末と比較し、10億8,051万円、率にしておよそ1.7%の減となっております。

以上、御報告申し上げました令和5年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号から認定第11号までの10件の特別会計並びに認定第12号から認定第14号の3件の企業会計の計13件の決算につきましては、いずれも適正に予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

なお、第1分科会の審査において、「市税の収納率が前年度より低下はしたものの、高水準を維持していることは評価するものであり、今後も税負担の公平性の観点から、業務に取り組んでいただきたい」との発言が、また「コミュニティバスの利用促進や利用者の利便性を考慮し、市内で統一したデザイン化の検討が必要ではないか」との発言が、さらに第2分科会の審査において、国民健康保険税の現年課税分と滞納繰越分の合計収納率が合併以後最高値の90.54%となったことについて、「当局の歳入確保の努力を評価する」との発言がありましたことを申し添えます。

最後に、当局の適正な予算執行の努力に敬意を表するとともに、今後ともさらなる市民の福祉向上と市勢発展に向けて、なお一層の努力をお願い申し上げまして、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（正木修一） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について、御報告申し上げます。

報告します案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日追加された案件を加え、補正予算6件であります。

議案第118号一般会計補正予算（第11号）であります。審査付託になったのは、歳入10款、14款から16款、18款、20款、21款、歳出2款、9款及び地方債であります。

歳入10款地方交付税は、歳出各款の一般財源対応分として普通交付税を増額、歳入14款国庫支出金は、消防施設整備費補助金等の増額、15款県支出金は、地籍調査事業費補助金の減額と県知事選挙費委託金を増額しようとするものであり、16款財産収入は、東由利及び西目地域の分譲宅地売払収入等を増額、18款繰入金は、財政調整基金繰入金を増額、20款諸収入は、YBネット伝送路断線事故に係る施設等破損賠償金を増額、21款市債は、補助事業採択により消防施設整備事業債を減額しようとするものであります。

歳出2款総務費は、職員の人事異動に伴う職員人件費の減額のほか、県知事選挙・市長選挙・市議会議員補欠選挙に係る選挙事務費を増額、9款消防費は、消防本部庁舎の空調設備更新工事に係る設計監理委託料を増額、地方債補正は、県営農地防災負担金事業など5件について起債限度額を変更しようとするものであります。

議案第120号情報センター特別会計補正予算（第1号）は、今年度中の完了を見込んでいる多重情報端末撤去業務に係る委託料等を一般会計繰入金と前年度繰越金で調整し、議案第121号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）は、のり面補修に係る修繕料を基金繰入金で調整しようとするものであります。

議案第125号一般会計補正予算（第12号）であります。審査付託になったのは、歳入18款と21款、歳出2款、債務負担行為及び地方債であります。

歳入18款繰入金は、歳出各款の一般財源対応分として財政調整基金繰入金を増額、21款市債は、由利高原鉄道運営支援事業債を増額しようとするものであります。

歳出2款総務費は、7月24日からの豪雨で被災した由利高原鉄道の軌道等復旧に要する鳥海山ろく線運営促進事業費等を増額しようとするものであります。

債務負担行為は、地域おこし協力隊設置事業として第2のふるさとハグクミプロジェクトを実施するに当たり、令和6年度から9年度までの4か年を新たに追加、地方債補正は、県単局所防災事業など3件の起債限度額を変更しようとするものであります。

議案第126号情報センター特別会計補正予算（第2号）は、豪雨で被害を受けた設備修繕に要する費用の補填金を一般会計繰入金で調整しようとするものであります。

最後に、本日審査付託になった議案第130号一般会計補正予算（第13号）であります。審査付託になったのは、歳入18款、歳出2款及び地方債であります。

歳入18款繰入金は、歳出各款の一般財源対応分として財政調整基金繰入金を増額、歳出2款総務費は、豪雨により被害を受けた集会施設の改修に補助を行う集会施設建設費等補助金を増額、地方債補正は、公共土木施設災害復旧事業など3件の起債限度額を変更しようとするものであります。

以上、6件の補正予算は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

現地調査では、豪雨による鳥海山ろく線被災箇所の調査を行ったほか、路線バス岩谷線の廃止に伴い、10月1日から路線延長となる大内地域コミュニティバスの準備状況を調査いたしました。運行経路や時刻、待合所の管理方針及び対象地域への周知等が順調に進められていることを確認いたしました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日追加された案件を加え、条例関係1件、その他3件、補正予算4件、契約締結1件及び継続審査中を含む陳情2件の計11件です。

初めに、議案第111号国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険法の改正に伴い被保険者証が廃止されることから、一部を改正しようとするものです。

次に、その他の案件であります。

議案第114号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規約の一部変更に関する関係市町村との協議について議会の議決を得ようとするものです。

続いて、議案第115号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更については、移行プランに基づき、令和7年度から介護保険者に関する事務を各市に移管することに伴い、

規約の一部を変更することについて、にかほ市と協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものです。

続いて、議案第116号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止については、介護保険者に関する事務の委託を令和6年度で廃止することについて、組合と協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものです。

次に、補正予算であります。

議案第118号一般会計補正予算（第11号）について、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、17款及び20款、歳出3款、4款及び10款です。

主な歳入として、10款教育費では、教育振興のための寄附金を追加しようとするものです。

主な歳出として、3款民生費では、後期高齢者医療制度システム等導入業務委託料及び生活保護システム改修業務委託料の追加、4款衛生費では、岩城保健センターの空調機器部品交換修繕に係る経費を追加しようとするものです。

10款教育費では、寄附金を財源とした催物の開催経費の追加及び教材・図書備品購入に係る経費を増額しようとするものです。

また、本荘地域の地区公民館職員が7月1日付で中央公民館の地区公民館担当へ人事異動したことにより、その職員が地区公民館へ移動するための旅費が発生していることから、公民館管理費の旅費を増額しようとするものです。

議案審査の際、関連して委員から、この職員体制の変更について、各地区住民とどのような協議をしたのか当局に伺ったところ、当局より「地区住民に対しての説明を行ったところ、ある地区からはあまりにも早急すぎないか、もう少し議論する場が必要ではないかなどの意見があった」との答弁がありました。

これに対し委員から、「地区住民との意見交換をきちんとしながら、地区公民館の今後の在り方についてももう少し研究していただきたい」との発言があり、審査のまとめの際にも改めて同様の発言がありました。

続いて、議案第119号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、過年度分の保険料還付金を追加しようとするものです。

続いて、議案第125号一般会計補正予算（第12号）について、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出4款衛生費ですが、人事異動により職員人件費を減額しようとするものです。

続いて、本日追加されました議案第130号一般会計補正予算（第13号）について、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出4款衛生費ですが、7月24日からの大雨により被災した住宅が空き家として放置されることを抑止するとともに、甚大な被害を受けた被災者に対し、その住宅の解体工事に要する費用の一部を補助するため、被災住宅特定空き家化対策事業費補助金を追加しようとするものです。

次に、本日追加されました議案第129号新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負変更契約の締結については、村岡・木内・高橋秋和特定建設工事共同企業体と契約締結中の同工事において、のり面工の変更及び湧水対策工を追加するなどして、設計内容を変更するため、契約金額を6億6,000万円から6億9,539万1,400円に変更しようとするものです。

以上、御報告申し上げました1件の条例関係、3件のその他の案件、4件の補正予算及び1件の契約締結につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとなりました。

続いて、陳情についてであります。

陳情第9号豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書提出についての陳情は、子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、教職員定数改善の推進や中学校・高等学校における35人学級の実施、義務教育費国庫負担割合の引上げなどについて、国の関係機関に対する意見書の提出を求めるものであり、慎重に審査した結果、願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものとなりました。

最後に、継続審査中の陳情第2号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情は、無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながることから、年金制度の是正について、国の関係機関に対する意見書の提出を求めるものです。

委員より「陳情の理由の全てに賛同することはできないが、現在、国が調査研究を進め、次期年金制度改正に向けて検討を続けているところなので、今後もしっかりと進めてほしいということから、趣旨採択とすべき」との意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものとなりました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷尠馬さん。

【泉谷尠馬産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷尠馬） 産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告いたします。

今定例会において、当委員会に審査付託になったのは、初日審査分を除き、本日付託された案件を加え、その他の案件2件、補正予算8件の計10件です。

初めに、その他の案件です。

議案第112号市道路線の廃止について及び議案第113号市道路線の認定については、開発行為に伴い4路線を廃止し再度認定するとともに、薬師堂41号線を新たに認定しようとするものであり、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、補正予算です。

初めに、議案第118号一般会計補正予算（第11号）において、当委員会が審査しましたのは、歳入14款から16款、18款、20款、21款、歳出では2款、6款から8款、10款です。

歳入では、14款国庫支出金で社会資本整備総合交付金を減額、15款県支出金で土地改良区区域拡大支援事業費補助金の増額、16款財産収入で鳥海ダム建設予定地不動産売払収入を増額、18款繰入金では、森林環境整備基金繰入金並びに鳥海ダム振興基金繰入金の増額、20款諸収入では、農地中間管理事業業務受託収入の増額、21款市債では、道路改良事業債等の市債の増額であります。

歳出の主なものでは、2款総務費で鳥海ダム振興基金積立金の増額、6款農林水産業

費で松くい虫被害拡大防止事業費補助金及び県営農村地域防災減災事業負担金を増額するものです。

7款商工費では、株式会社フォレストア島の経営を支援する第三セクター運営費補助金を増額、また鶴舞温泉及び黄桜温泉湯楽里の施設修繕料を増額、8款土木費では国の交付額内示に伴う事業費の増減額や予算組替え、市営住宅修繕料の増額など、10款教育費では、鶴舞球場のナイター設備修繕など、体育施設に係る修繕費用等を追加するものです。

次に、議案第122号水道事業会計補正予算（第2号）並びに議案第123号下水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第124号ガス事業会計補正予算（第2号）ですが、各事業会計において人件費の増減額に加え、議案第123号においては、今年4月以降、下水道機器修繕が多く発生し、今後の緊急修繕対応分予算を増額、また、資本費平準化債の借入額を増額するものです。

次に、議案第125号一般会計補正予算（第12号）において、当委員会が審査しましたのは、歳入15款、21款、歳出では6款から8款、10款です。

歳入では、15款県支出金で治山工事費補助金並びに局所がけ崩れ対策事業費補助金を追加。21款市債で県単局所防災事業債並びに急傾斜地崩壊対策事業債を追加するものです。

歳出では、各款において人事異動に伴う職員人件費の増減額のほか、6款農林水産業費で県単局所防災事業に係る測量設計委託料及び工事請負額の増額、また、豪雨災害により発生し、集積所で受け入れている流木の処分委託料を追加するものです。

7款商工費では、豪雨災害により破損した本荘工業団地調整池の洪水吐き放流施設の修繕費用の追加、また、源泉引湯管が破損、流出し、温泉部門の営業を休止していた黄桜温泉湯楽里に対し、休止期間の売上減少額を補填する費用を追加するものです。

8款土木費では、局所がけ崩れ対策事業に係る測量設計委託料を追加、10款教育費では、TDK硬式野球部への第49回社会人野球日本選手権大会出場激励金を追加するものです。

次に、議案第127号水道事業会計補正予算（第3号）並びに議案第128号下水道事業会計補正予算（第3号）ですが、両事業会計において人事異動により人件費を減額するほか、議案第128号においては、豪雨災害で被害を受けた集落排水処理施設の復旧に係る修繕料及び工事請負費等を追加、また、その財源となる企業債及び国庫補助金を増額するものです。

最後に、本日追加提案されました議案第130号一般会計補正予算（第13号）において、当委員会が審査しましたのは、歳入15款、21款、歳出では、6款、11款です。

歳出では、6款農林水産業費、1項農業費において、令和6年7月豪雨により被災した農地や生産施設の復旧、また被災農業者の再生産に向け、県と協調して支援を行う農業経営等復旧・継続支援対策事業補助金を増額。また、農地農業用施設災害復旧に係る市単補助金を増額。県単農地農業用施設小災害支援事業費を追加。2項林業費では、県単局所防災事業に係る測量設計委託料及び工事費等を増額するものです。

11款災害復旧費では、7月24日からの豪雨に係る現年災害及び単独災害の公共土木施設災害復旧費を追加したものです。

また、歳入においては、これらの歳出に係る財源として、15款県支出金、21款市債を増額したものであります。

以上、御報告申し上げました8件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査において各所管課より、7月豪雨災害による農作物や農地・農業用施設・道路・河川・山地災害、また、市有施設の被害など広範で膨大な数の被害の報告があり、当委員会でも現地調査を行いました。

審査のまとめでは、委員より「この膨大な被害箇所の復旧に当たられている職員の皆様の御労苦に対し、心から敬意を表するとともに、一日も早い復旧・復興への御尽力を願う」との発言がありましたことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び認定・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思えますので御了承願います。

○議長（長沼久利） 日程第4、認定第1号一般会計決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

○議長（長沼久利） 日程第5、認定第2号国民健康保険特別会計から日程第14、認定第11号松ヶ崎財産区特別会計までの10件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第11号までの11件は、認定されました。

○議長（長沼久利） 日程第15、認定第12号水道事業会計から日程第17、認定第14号ガス事業会計までの3件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって認定第12号から認定第14号までの3件は、認定されました。

○議長（長沼久利） 日程第18、議案第111号国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第19、議案第112号市道路線の廃止について及び日程第20、議案第113号市道路線の認定についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第112号及び議案第113号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第21、議案第114号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてから日程第23、議案第116号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第114号から議案第116号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第24、議案第118号一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第118号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第25、議案第119号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第119号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第26、議案第120号情報センター特別会計補正予算（第1号）及び日程第27、議案第121号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第120号及び議案第121号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第28、議案第122号水道事業会計補正予算（第2号）から日程第30、議案第124号ガス事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第122号から議案第124号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第31、議案第125号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第125号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第32、議案第126号情報センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第126号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第33、議案第127号水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第34、議案第128号下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第127号及び議案第128号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第35、議案第129号新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第129号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第36、議案第130号一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第130号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第37、陳情第9号豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第38、継続審査中の陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第2号は趣旨採択とすることに決定しました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（長沼久利） 日程第39、常任委員会の所管事務調査中間報告を議題といたします。

常任委員会の所管事務調査について、各委員長からの報告を求めます。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（正木修一） 総務常任委員会の所管事務調査について中間報告をいたします。当委員会の所管事務調査は、本市の実態に即した公共交通の在り方を検討するとともに、デマンド交通などで課題解決を図ることを目的としています。

当局より地域公共交通計画や交通対策についての聞き取りを行い、基本的な考え方、市民アンケートの活用、利用者数の目標達成状況などの現状把握を行い、市の方向性を確認してきました。

今後の課題として、公共交通空白地域における交通手段の確保、公共交通の利用促進に向けた方策、地域間幹線交通への接続、デマンド交通など地域のニーズにあった交通

体系の構築、観光への公共交通の活用などが挙げられました。

所管事務調査の一環として実施する行政視察は、本市より面積が大きい地域の公共交通、人口密度が少ない地域の公共交通、デマンド交通の取組実績がある自治体の中から、北海道北見市、弟子屈町及び札幌市を選定し、7月8日から10日に実施いたしました。

北見市の公共交通は、事業者運行の鉄道・路線バスがあり、路線バスが通らない地域ではタクシーが全域で運行しており、公共交通空白地域はなく、路線バス運賃は均一で、どこからでも乗れるデマンドバスとして運行していました。

また、路線バスの位置情報が確認できるバスロケーションシステムの実証実験を行っており、待ち時間の短さなど好評で全路線での運用が望まれていました。冬期間は特に助かっているようです。

さらに、路線バス利用促進策として、小学生や高齢者を対象にしたバス乗車体験や運賃割引キャンペーン、安心して利用してもらうためのバス停環境整備への補助事業、電子決済の導入などが図られていました。スクールバスの混乗化は利用者の少ない路線バスの代替として運行していました。

弟子屈町は、本市と比べ60%の面積で、人口が10分の1の町です。町の65%が阿寒摩周国定公園に位置しています。

公共交通空白地域の移動手段確保に向けた方策を検討しており、遠方地域については、スクールバスの混乗化を実施していました。

観光客の回遊性や公共交通空白地域の利便性の向上など、課題解決に向けてデマンド交通実証実験を行いました。予約制のため、事業者が車両と人材確保をしなければならず、利用者は十分であったが本格稼働に事業者が不安を抱き、実現には至らなかったようです。

観光客の公共交通への取り込み策として、期間中は乗り放題の2日券、3日券の発売や繁忙期の観光地への増便などを行っていました。

札幌市では、利用者が少ない循環バスの代替として1地域、路線バスの代替として1地域でジャンボタクシー1台を利用したデマンド交通実証実験を行っていました。予約制での運行で事業者協賛制度があり、協賛金により停留所設置や車内広告などを選べるシステムとなっていました。

モビリティ・マネジメントの一環として、公共交通を賢く利用してもらうため、小学3年生、5年生を対象に交通環境の学習を実施していました。

行政視察に伺った北見市、弟子屈町、札幌市は住民サービスを第一に考え、交通空白地域における交通手段の確保、公共交通利用促進に向けた方策、地域間幹線交通への接続、デマンド交通など地域のニーズに合った交通体系の構築、観光への公共交通の活用など様々な施策を講じていました。

本市の課題に対して、参考になる事例も多く、今後検討していくべきと考えます。

地域のニーズに合った交通体系、地域で運行している車両の有効利用など、今後も調査・研究を行っていきます。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査中間報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子） 教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告をいたします。

本市においては国の子ども・子育て支援新制度を受けて、第1期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画が策定され、現在は第2期支援事業計画に基づき、子供・子育て支援の充実に向けた多様な取組が展開されています。

現在、市内における子育て支援センターは、こどもプラザあおぞらをはじめとする4施設がありますが、旧1市7町という広い面積を有するため、各地域における子育て支援の場の設定が難しい面があります。また、各支援センターが子育てについてのワンストップの窓口とまでは至っていない状況にあります。

そのため、子育て世代の方々が日常的に情報交換をし、子育てについて語り合えるような環境の充実が求められています。

このことから、子育て世代の方々が本市の取組に対してどのような捉え方をしているのか把握した上で、先進地を調査研究することで、本市の施策の充実につなげることを目的とし、昨年12月より子育てにやさしい環境づくりについてをテーマとして、調査研究を開始しました。このたびの調査が本市の第3期子ども・子育て支援事業計画に反映されるように、子育て環境の整備や支援の在り方の提言に結びつけることを考えています。

最初の調査活動として、本年3月11日、子育てに関わる本市の現状と課題を把握すべく、主たる担当課であるこども未来課から説明をいただきました。

子ども家庭総合支援拠点やふぁみりあにおける相談件数は、ともに300件を超えるなど、多数の相談に応じていることが分かりました。特に総合支援拠点における相談内容は、児童虐待などの養護相談から、性格行動、不登校などの育成相談や言語発達、知的発達などの障害相談など多岐にわたっていました。一方で、ふぁみりあにおける相談内容は、授乳や遊び方、赤ちゃんの成長についてなどの子育て相談や家族関係についてなど、子育て世代の日常的な悩みに対応していました。

ファミリー・サポート・センター事業の利用状況からは、子育てを手伝ってほしいという利用会員の数は142名に上っているものの、述べ利用件数は20件となっており、低い利用状況にとどまっている現状でした。

本市の子育て環境の課題としては、出産から子育て期までの切れ目のない経済的支援、行政の縦割りではない連携した支援、安心して過ごせる居場所づくりの3点が挙げられました。各課題に対して、これまでも市当局としては多種多様な施策を通して対応していますが、市民の方へのアンケートからは課題として挙げられていることから、行政側と保護者側の捉え方に差異があるのではないかと考えられます。保護者のニーズを把握することが今後求められると感じました。

ワンストップ型の子育て支援事業については、今後、子育て世代包括支援センターふぁみりあと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持したまま、組織を一本化したこども家庭センターの設置を検討していくとの説明をいただきました。

そこで、先進地を調査研究するため、行政視察を実施しました。

初めに、7月8日に視察しました大阪府大東市は、面積18.27平方キロメートル、人

口約11万6,000人です。

令和5年度のファミリー・サポート・センター事業の利用状況としては、依頼会員272名、提供会員167名、活動回数は974回に上り、高い利用率を示していました。

また、市内3か所の子育て支援センター、5か所の集いの広場を開設し、各中学校区の子育て相談の拠点として運用しており、利用料については各施設とも無料となっています。

子育ての拠点施設であるこれらの施設は、面積は狭いが人口が多いという大東市の実情に適した配置となっていると感じました。

ネウボランドだいとうは、子育て世代包括支援センターとして平成30年に開設されましたが、今年度新たに大東市こども家庭センターとなり、子育て家庭総合支援拠点が子育て世代包括支援センターを包含するという、既存のネウボランドだいとうの機能を残しながら、新たにこども家庭センターの業務を実施することになりました。

新たな組織においては、福祉・こども部のこども家庭室長が家庭センター長を務め、さらに地域保健課、こども家庭室、教育委員会の家庭・地域教育課からの情報を集約する立場として統括支援員を位置づけています。

こども家庭センターを中心とした子育て支援の方向性については、今後の課題として挙げられたポピュレーションを大切にという説明が印象的でした。つまり、できるだけ早い時期にスピーディーな介入を行うことで、子育て世代全数を対象として把握し、グリーゾーンやイエローゾーン、レッドゾーンを減らしていきたいという支援の方向性を考えていました。

そのキーパーソンとなるのが各部署との連携を取り、情報の共有化を図る統括支援員であると考えます。統括支援員とセンター長の緊密な情報共有や、統括支援員となり得る今後の人材育成も一つの課題であると感じました。

次に、7月9日に視察しました岡山県奈義町は、面積69.54平方キロメートル、人口約5,600人の山あいの小さな町でした。

奈義町の子育て支援は、同町の少子化対策として位置づけられ、子育て世代だけの問題ではなく、住民と一緒に考えるべき本町最大の課題であるという理念に基づいた取組がなされていて、少子化対策は最大の高齢者福祉でもあるとしています。子育て段階のメンタル的支援・子育ての機運醸成として、なぎチャイルドホームが大きな役割を果たしていました。

なぎチャイルドホームは、子育て世代が気軽に通うことができ、無料で利用できる施設です。地域の方が子育て援助会員として子供の一時預かりへの対応を行ったり、親同士が協力して保育士と共に保育活動を行うなど、楽しみながら子育てについて語り合える場づくりがなされていました。この施設は、平成19年の開設時から、現在の子育てアドバイザーを中心とした数名のボランティアスタッフで活動を開始し、現在、運営費用は市から支援を受けているものの、運営内容についてはチャイルドホームのスタッフで企画推進していました。そこで感じたことは、スタッフ自身が子供たちのことを理解しつつ、関わりを楽しみながら支援していることが伺えました。

このたびの本市担当部署からの説明、そして行政視察による調査活動を通して感じたことは、経済的支援も大切であるが、子育ての悩みや不安などへの支援、つまりはメン

タル面の支援が重要であると感じました。今後、本市の子育て世代の声を聞く機会を設けるなどして、市の施策を子育て世代がどのように受け止めているのかを探っていきたいと考えています。

さらに今後も、先進地での調査活動を通して、敷居の低い身近な子育て支援の在り方やそのための組織の在り方、人材育成について研究していきたいと考えています。

以上で、教育民生常任委員会の所管事務調査中間報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷尠馬さん。

【泉谷尠馬産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷尠馬） 産業建設常任委員会の所管事務調査について中間報告をいたします。

当常任委員会の調査事項は、再生可能エネルギー（特に洋上風力発電事業）促進における地域活性化についてであります。

我が国では、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。各種電力の中で、再生可能エネルギーは発電に際して排出される温室効果ガスを大幅に削減できることから、その普及拡大に大きな期待が寄せられております。

こうした中、本市は再生可能エネルギーである風力発電の適地として全国トップクラスの発電出力を有しており、2030年には本市沖において国内最大級の着床式洋上風力発電の稼働が予定されているとともに、国内で初めて浮体式で大型の風車による実証事業も行われることが決定し、全国的にも注目されております。

本市沖で計画が進む洋上風力発電関連事業が、本市にどのような経済効果があり、市民にどのような恩恵をもたらすことができるかを具体的に示すことが課題であると考えており、当常任委員会としても関連事業のメリットやデメリットを明確に捉え、当局に提言することが喫緊の課題であると考え、当該事業が進められている再生可能エネルギーのうち、特に洋上風力発電事業の先進地を調査し、本市の活性化にどのようにつなげていくべきか、調査研究を進めているところであります。

調査を進めるに当たり、まずは、市当局から当該事業における地域活性化について、本年6月11日に聞き取りによる調査を行いました。

エネルギー政策課からの聞き取りでは、洋上風力発電事業による予想される財政的メリットとして、固定資産税の増加、運転開始後に発生する出損金、市内事業者への工事発注による直接的な経済効果、工事従事者や視察・インフラツーリズムなどによる人流増加から発生する市内での飲食や買物などの間接的な経済効果を予想していること。当事業では、建設基地港を秋田港、O&M拠点港を本荘港として事業計画されており、市では本荘港を確実にO&M拠点港として利活用してもらうため、2023年11月に秋田県知事へ洋上風力発電に係る本荘港の整備促進についての要望を提出していること。将来的な浮体式を含め、風力発電事業による本荘港の役割は増加していくものと考えているが、現在のレジャー港としての役割と共存の上で利活用が進むよう、今後も港湾管理者である県へ要望していきたいと考えていることなどについて聞き取りしました。

観光振興課からの聞き取りでは洋上風力発電施設を観光に取り込むためには、本荘港を観光や遊覧船の拠点港としても整備する必要があるとあり、港の整備に関して観光面での働きかけがどの程度影響するかを踏まえ、しかるべきときに関係部署と協議、検討をして

いくこと。レジャー船や漁船などを観光利用する場合には法的な手続が必要であると思われるので、今後、研究していくこと。観光に利用するためにはおもてなし対応が不可欠であると考えており、先進地事例を参考にしながら、本市での導入可能性を模索したいと考えていることなどについて聞き取りしました。

これら市当局からの聞き取りにより、洋上風力発電事業は、カーボンニュートラルを目指す我が国の取組に大きく寄与するほか、本市においても固定資産税の増収や出損金収入などの財政面、雇用や観光などの産業面における大きな効果が期待できることを改めて認識しました。

しかし、施設や港湾整備における効果や生かし方については、引き続き調査・研究する必要があると考え、先進地での取組を視察し、地域に与える経済効果などの実例について調査することにしました。

先進地における行政視察として、福岡県北九州市にて、風力発電などのエネルギー関連産業の集積を目指しているグリーンエネルギーポートひびき事業について、及び浮体式洋上風力発電事業の先進地である長崎県五島市にて、観光振興計画について並びに再生可能エネルギー（特に洋上風力発電事業）促進における地域活性化について、7月10日から12日に調査をしてまいりました。

福岡県北九州市におけるグリーンエネルギーポートひびき事業については、北九州市は風車を建てることが目的ではなく、インフラや産業を活用して、西日本や東アジアの洋上風力発電をサポートする総合拠点を目指している。総合拠点の形成によって、市内の産業活性化と雇用促進を図っていること。北九州市の今後の展開としては、浮体式への対応、風車の大型化、次世代O&M拠点の形成、風車のリサイクル体制の強化を計画しており、次世代O&M拠点の取組としては、GWO認定のトレーニング施設を整備し、風力発電関連の人材育成を進めており、ヘリコプター降下訓練や風車へのアクセス訓練など、様々な実践的な訓練を提供していること。O&Mの拠点となるためには、小型の部材や工具を使い、比較的小規模な設備で対応する日常的な点検や簡単なメンテナンス、広い敷地と大きな船が入れる港湾施設が必要となる大型のブレードを交換するような大規模なメンテナンスの両方に対応する必要があることなどについて伺ってまいりました。

長崎県五島市における観光振興計画については、五島市の観光振興計画の策定に当たっては、観光協会や商工会議所、宿泊施設、交通事業者、ガイドなど、多様なステークホルダーの意見を反映したこと。多くの民間企業や議員が視察に来ている洋上風力発電の施設や取組については、視察ツアーを一般個人向けにも案内できるようにすることを検討しており、教育旅行の一環としてSDGsやサステイナブルツーリズムをテーマに取り入れることも考えられ、洋上風力発電の見学を含めた環境学習や地域の電力供給についての学習を行うプログラムが有効であること。都会の子供たちにとって、洋上風力発電の規模や仕組みを間近で見るとは貴重な経験となるため、視察や学習を通じて洋上風力発電と地域の観光資源を結びつけることで、観光商品としての可能性が広がると考えられることなどについて伺ってまいりました。

長崎県五島市における再生可能エネルギー（特に洋上風力発電事業）促進における地域活性化については、洋上風力発電事業が2010年に環境省の実証事業で開始された当

時は、漁業者との合意形成が課題であったが、市民団体を含む市民からの反対の声は特になく、漁業者がオーケーであれば私たちがオーケーというスタンスであったこと。市民や漁業関係者等の理解については、時間をかけて浜回りを実施し、丁寧に説明したことで漁業関係者の理解を得られたという認識であること。

五島市が再エネの島づくりを推進している理由としては、雇用の創出・自主財源の確保・環境保全の3つがあり、雇用創出の面ではメンテナンスや製造などの関連分野で、長期にわたって雇用が見込まれ、令和6年度には12社107名が再生可能エネルギー関連企業で雇用されていること。発電事業者が市内で企業説明会に参加し、地元高校生の採用を積極的に行っており、ウインドファームが完成すると、市内でのメンテナンス事業も大きく需要が高まる予定であり、積極的に地元高校生の採用をしてほしいと考えていること。自主財源の確保の面では、浮体式洋上風力発電は、法律上は動かない船舶、非自行船に分類され、固定資産税の対象となり、長期的な税収が見込まれること。環境保全の面では、美しく豊かな五島の海を守り漁業との共生を図りながら、さらに豊かにして子供たちに継承していく。漁業者への支援策として、風力発電による収益の一部を五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金に寄附し、漁船保険料補助や燃油式の補助などを行っていること。市民向けの地域振興策としては、発電企業からの寄附を活用した五島市洋上風車夢基金を設立し、子供たちの海外研修による人材投資やEV、電気自動車の導入補助を実施していること。浮体式洋上風力発電施設の設置により、当初想定していなかった効果として、海中で海藻や貝類、サンゴなどがすみつき、それを餌場としてエビやカニ、イシダイ、カンパチ系、ハタ系、アラ系などの魚が繁殖し、漁業資源が増加していることが確認されていること。五島市は、地域新電力、五島市民電力と協定を結んでおり、市関連施設へ五島産再エネ100%・CO₂ゼロの電力を供給することで、ゼロカーボンシティの実現に貢献し、利益の一部を地域に還元し、社会に貢献することで持続可能な地域社会の形成に向けて連携しており、小中学校における環境教育や部活動、ボランティア活動を電気販売で得た利益を活用して支援していること。洋上風力発電事業が観光業に寄与しており、視察人数が年々増加し、今後も観光業と地域経済への経済効果が見込まれること。洋上風力発電事業が地域に与える雇用・経済効果などの地域メリットについては、五島市調べで41億円の経済波及効果と360名の雇用を見込んでいることなどについて伺ってまいりました。

行政視察における委員会所感として、北九州市では北九州市沖における洋上風力発電のみならず、日本及び東アジアの洋上風力発電の拠点としての役割を強化するなど、大規模な産業開発に取り組んでいるという印象を受けました。もともと鉄鋼業が盛んな町であり、強い港湾インフラや環境のノウハウなど、地元の強みを最大限に生かしながら地元産業も大きく関わっていると感じました。

五島市では、浮体式洋上風力発電により得た利益を基金によって地域に還元する取組が印象的でありました。また、観光振興計画の策定に当たっては、行政の一方的な意見のみならず、特に観光現場に近い人々に意見を聞き、具体的な事例を共有した取組について印象的でありました。環境学習や民泊、富裕層向けなど様々な観光ニーズに対応する取組についても参考となり、老朽化が進む観光施設の財源確保に向けた検討も課題であると感じました。

今後の取組について、本市当局からの聞き取りや行政視察による調査を通して、本市においても再生可能エネルギーの促進により、様々な形で地域の活性化につながるものと感じました。しかし、当該事業による影響を最大限に活用していくためには、早いうちから計画していくことが重要であると考えます。また、行政や関連事業者のみならず、観光業を含む地元企業や市民とも協力し、その活用に向けて協議を進めていくことが重要であります。

今後は、これまでの調査で得た知見を本市でも活用することができるのか、どのように生かすべきかなどを含め、引き続き再生可能エネルギーの促進による地域活性化に向けて、地元企業や市民の関わり方などの具体的な方策について研究していきたいと考えます。

以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査中間報告を終わります。

○議長（長沼久利） これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

以上をもって、常任委員会の所管事務調査中間報告を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第40、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議員の派遣については、承認されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休 憩

.....
午後 1時43分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情第9号に係る委員会発案第2号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第41、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第42、委員会発案第2号教職員定数の改善と義務教育費の国庫負担割合引上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（長沼久利） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る8月28日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和6年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 1時46分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利

議 員 高 橋 信 雄

議 員 伊 藤 順 男

議 員 高 橋 和 子